

利根保健医療圏

	【圏域の基本指標】 [県値] 人口総数 647,166 人 人口増加率 (H23～H27) △1.8% [1.0%] 年齢3区分別人口 〔 0～14歳 75,500 人(11.7%) [12.6%] 15～64歳 392,550 人(60.8%) [62.6%] 65歳～ 177,620 人(27.5%) [24.8%] 出生率 (人口千対) 6.2 [7.7] 死亡率 (人口千対) 9.9 [8.6]
	保健所 加須保健所・幸手保健所 圏域 (市町村) 行田市・加須市・羽生市 久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

取組名 親と子の保健対策

【現状と課題】

本圏域の出生数は、減少傾向が続き、2015年の出生数は4,066人で、出生率(人口千対)は6.2%で県平均7.7%より低くなっています。また、合計特殊出生率は、加須保健所管内、幸手保健所管内とも依然低い水準となっています。

少子化の背景として、長時間労働などによる未婚率の上昇や晩婚・晩産化、子育てや教育に伴う精神面・経済面などの負担の大きさが考えられます。

晩婚化や晩産化が進み、不妊に悩む夫婦も増えています。2回以上の流産、死産若しくは早期新生児死亡によって児が得られない場合を不妊症と定義しており、正しい検査と治療を行うことが大切です。そのため、不妊、不妊に関する支援を進める必要があります。

乳幼児の子供の心の発達は、一番身近な養育者の心の状態と密接に関係します。このため次代を担う子供の心の健康問題の発生を予防する観点からも、親と子の心の健康に取り組む必要があります。

児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は、県内で急速に増加していますが、本圏域においても増加しています。児童虐待は、子供の発達成長期において心や体に重大な影響を与えます。

児童虐待の増加要因として、少子化や核家族化など親と子をめぐる環境の変化により、子育てに不安を感じている保護者が増えていることが考えられます。そこで、社会全体で子育てを支援する気運を高め、子育てに対する不安の解消を図り、健やかな育成を推進できる地域社会を作る必要があります。

小児救急医療において、休日・時間外に比較的軽微な症状で小児救急を受診することは、小児科医の負担を増やすなど、小児救急医療の維持存続にとって大きな支障になっています。

◇ 合計特殊出生率の年次推移(保健所別)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全 国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
埼 玉 県	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37
加須保健所管内	1.15	1.13	1.12	1.26	1.13	1.10	1.09	1.09	1.25	1.11
幸手保健所管内	1.07	1.09	1.11	1.21	1.10	1.11	1.15	1.16	1.23	1.17

厚生労働省「人口動態調査」

◇ 児童虐待相談受付件数

単位：件

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
埼 玉 県	4,769	5,358	7,028	8,387	11,639
利根保健医療圏	382	377	599	617	932

「児童相談所業務概要 埼玉の児童相談」(2016年度)

【施策の方向(目標)】

- ・ 親と子の悩みや不安を相談でき、必要な支援が受けられるような地域社会を目指します。
- ・ 不妊・不育症に関する支援を進めます。
- ・ 乳幼児のいる家庭の孤立化を防ぎ、育児支援や児童虐待の早期発見の機能を強化します。
- ・ 関係機関の連携を強化していくことにより、親と子の成長や発達を支援します。

【主な取組及び内容】

- 不妊に関する治療費等への支援や専門相談等の推進
 不妊検査、早期不妊治療費の助成など不妊検査・治療の支援を推進します。
 不妊症患者向けの相談体制の充実、不育症に関する検査方法・治療効果の知識に関する周知・啓発に取り組みます。
 〈実施主体：市町、保健所、医師会、医療機関〉
- 生後4か月ぐらまでの乳児の状況把握と育児支援
 新生児期から生後4か月ぐらまでの時期の状況を把握するための訪問と育児相談の事業を実施し、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ育児を支援します。
 〈実施主体：市町〉
- 育児支援に重点をおいた保健指導の充実
 乳幼児健診等の機会を捉え、育児支援や児童虐待の早期発見機能の強化が必要とされており、育児不安が軽減できるような保健指導に努め育児に自信のない親を支援します。
 〈実施主体：市町〉
- 子供の心の健康に関する相談や情報提供の充実
 子供の心の健康について相談しやすい体制づくりをします。また、関係機関や民間団体の協力を得ながら情報提供に努め、連携強化を図ります。
 〈実施主体：市町、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、母子愛育団体〉
- 関係機関の連携強化による子育て支援
 子供の健康問題の解決には、関係機関がそれぞれの役割をお互いに認識するとともに、その役割を最大限に発揮するための連携が不可欠です。地域に即した実効性のある連携で親と子の成長や発達を支援します。
 妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター(埼玉版ネウボラ)の整備促進を図ります。
 〈実施主体：市町、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、母子愛育団体〉
- 休日・夜間における適正な小児科受診の啓発
 地域の小児救急医療体制を維持するため、子供の急病に関する研修会などを通じ、保護者の不安を解消し、適正受診ができるよう啓発を図ります。
 〈実施主体：市町、医師会、医療機関、母子愛育団体〉